

# いじめ防止対策の 都道府県差の是正に向けた 取組強化について

---

平成29年11月  
自由民主党 文部科学部会

# 本資料公表の趣旨

昨今学校において、多数のいじめが相変わらず横行し、自殺まで至るといふ最悪の事態も発生しております。そこで、我が党は去る11月2日には党政務調査会文部科学部会(赤池誠章部会長)において集中審議を行い、11月20日には各都道府県支部連合会に通知を發出して、各地での取組強化を促してきているところです。

各都道府県において、いじめの早期発見に繋がる認知件数について、19倍の差が出ています。また、いじめを認知していない学校も全体の約3割に上っています。

残念ながら、いじめはどの学校においても存在すると言わざるを得ません。いじめが放置・隠蔽されることにより自殺という最悪の事態に陥らせないためにも、早期発見・早期対応が不可欠であり、そのため軽微と思われる事案でもいじめを認知し、解決に取り組む必要があります。

以上、いじめ認知件数の都道府県差の是正に向けて、いじめ防止対策の取組み強化を推進すべく関係資料を公表致します。

# いじめ防止対策の要点

- ・いじめの認知は、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものであり、発生件数ではなく認知件数に変わり、積極的に認知件数を上げることが重要だとの認識が、学校、保護者、教育委員会を含む行政等すべての関係者に認識され、周知されているか。特に、いじめを認知していない学校においては、いじめの認知件数が零であったということを経童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認しているか。
- ・教育委員会、学校、保護者、地域社会において、いじめ防止対策推進法が周知され、同法に基づく取組みが進んでいるのか。また公立学校のみならず、地域内の私立学校に対しても周知・指導が徹底され、積極的ないじめの防止と解決を図る取組みが進んでいるのか。
- ・いじめ早期発見のためのアンケート調査が定期的に行われ、選択式等の子供たちにとって回答しやすいように工夫がなされているか。
- ・教育委員会や学校、保護者はもちろん、警察、法務局、都道府県、文部科学省等との連携による外部の視点を入れた解決がどの程度進んでいるのか。「いじめ問題対策連絡協議会」が組織されているのか。
- ・来年度から小学校で、2年後から中学校で、道徳の時間が教科化されるに当たり、教育委員会や学校での取組みは進んでいるか。
- ・日頃から教育委員会や学校と家庭、地域との連携は進んでいるか。学校運営協議会や地域学校協働本部等、学校と地域が連携する仕組みが構築されているか。

## 添付資料

1. いじめ防止対策の概要 7枚
2. いじめ認知件数の都道府県差 1枚
3. いじめの認知の学校間格差 1枚
4. 先進事例～京都府の  
いじめアンケート調査 1枚

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、内閣官房 教育再生実行会議第1次提言  
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

**「いじめ防止対策推進法」の成立(平成25年6月21日)**

→ 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ **いじめの防止等のための基本的な方針**の策定(平成25年10月11日)  
→ 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を發出し周知。
- ◆ 平成29年3月、**いじめの防止等のための基本的な方針**の改定  
**重大事態の調査に関するガイドライン**の策定  
※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

附 則

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 (略)

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。  
具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策  
推進法(平成25年)  
の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

# いじめ防止対策推進法【概要】 ①

(平成25年法律第71号)

文部科学省作成

## 第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

## 第三章 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

## 第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

## 第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態(※1)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。  
(※1) {  
一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等(※2)に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。  
(※2) 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

## 第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。



◆ **現状** ※28年度問題行動等調査の結果は速報値

- ・いじめの認知は約32万8千件(28年度)と進んでいるものの、都道府県格差は約19倍。
- ・重大事態(28年度:400件)に対し、一部自治体で不適切な対応

◆ **課題・分析**

- ・初期段階のいじめの更なる積極的な認知
- ・教職員によるいじめの抱え込み
- ・いじめ防止対策推進法(いじめ法)等の自治体への周知

◆ **目標** ・いじめの解消率の向上(28年度:90.6%)◆ **施策** ◎:予算要求 ○:定員要求 ◇:通知等 ※「◎予算要求」のうち下線部は30年度新規事業・**悩みや課題の未然防止・早期発見**

◎スクールロイヤー活用に関する調査研究(弁護士によるいじめ予防教育の授業モデルの構築等)【2→10自治体】

◎24時間子供SOSダイヤル(28年度に通話料無料化)

◎SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究

◎いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため教職員定数を改善(500人)

◎スクールカウンセラーの配置拡充(26,000校→27,500校[1年前倒して目標達成]) [目標]31年度までにSCを全公立小中学校(27,500校)に配置。

◎スクールソーシャルワーカーの配置拡充(5,000人→8,000人[目標を80%達成]) [目標]31年度までにSSWを全中学校区(約1万人)に配置。

◎スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究【1→4箇所】

・**発生時の対処**

◎いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業(200自治体)

○重大事件等が発生した際に現地に対応する「いじめ・自殺等対策専門官」の定員要求(30年度)

◇いじめ法、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づく対応の徹底

・**その他(施策の周知等)**

◇教員養成系大学、日本PTA全国協議会との協働によるBPプロジェクトの実施

◇いじめ防止対策事例集の作成

◇全国いじめ問題子供サミットの開催

◇(独)教職員支援機構による指導者養成研修等の開催

## 学校におけるいじめ問題への的確な対応について

### ◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。

### いじめ事案の早期把握



### 把握した事案への適確な対応



(※) 学校と日頃から緊密な連携を図るため、次のような取組を実施

**学校警察連絡協議会の設置状況** 全国の小・中・高等学校等の約98%が加入 (H29.4.1)

いじめ問題を始めた非行防止等について情報交換の上、具体的な協議を行う場として、警察と学校で連絡協議会を設置

**学校警察連絡制度の協定締結等の状況** 全国の小・中・高等学校等の約93%と構築 (H29.4.1)

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、いじめ問題を始めた非行少年等に関する情報等を学校と警察が相互に通報する「学校警察連絡制度」を運用

### ☆ 平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立。同年9月から施行

- 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、警察と連携して対処する。
- 国や地方公共団体は、いじめの対策が専門的知識に基づき行われるための人材(スクールサポーターを含む)を確保する。

等が規定

学校等との更なる連携強化を通じて、的確な対応を一層推進することが必要!

## 法務省の人権擁護機関によるいじめ問題等に対する取組

## 人権侵犯事件数（平成28年）

件名	総数	旧受	新受							処理							未済		
			計	申告		委員 通報	関係 行政 機関 通報	情報	移送	計 (注)	措 置							その 他	
				職員受	委員受						援助	調整	要請	説示	勧告	通告			告発
事件総数	20,705	1,262	19,443	8,955	10,107	-	15	360	6	19,553	17,846	20	651	291	5	-	-	1,065	1,152
学校における いじめ	3,466	95	3,371	944	2,415	-	-	12	-	3,420	3,359	4	-	2	-	-	-	57	46
体罰	651	203	448	102	88	-	-	258	-	565	164	-	277	249	1	-	-	119	86

## 法務省の人権擁護機関の取組

(注)事件は1件で複数の措置を講ずる場合等があるため、処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

## 1 人権相談活動

◆全国の法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」(全国共通フリーダイヤル0120-007-110)を設置し、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じるとともに、インターネットによる相談(子どもの人権SOS-eメール)を受け付けたり、全国の小中学校の児童生徒に便箋と封筒を一体化し、料金受取人払手続を施した「子どもの人権SOSミニレター」を配布している。

## 2 調査救済活動

◆被害児童生徒や保護者からの申告等に基づき、いじめ問題等に関して人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、速やかに救済手続を開始し、救済手続の中で人権侵害の有無を確認し、調査の結果、事案に応じた適切な救済措置を講じている。

## 3 人権啓発活動

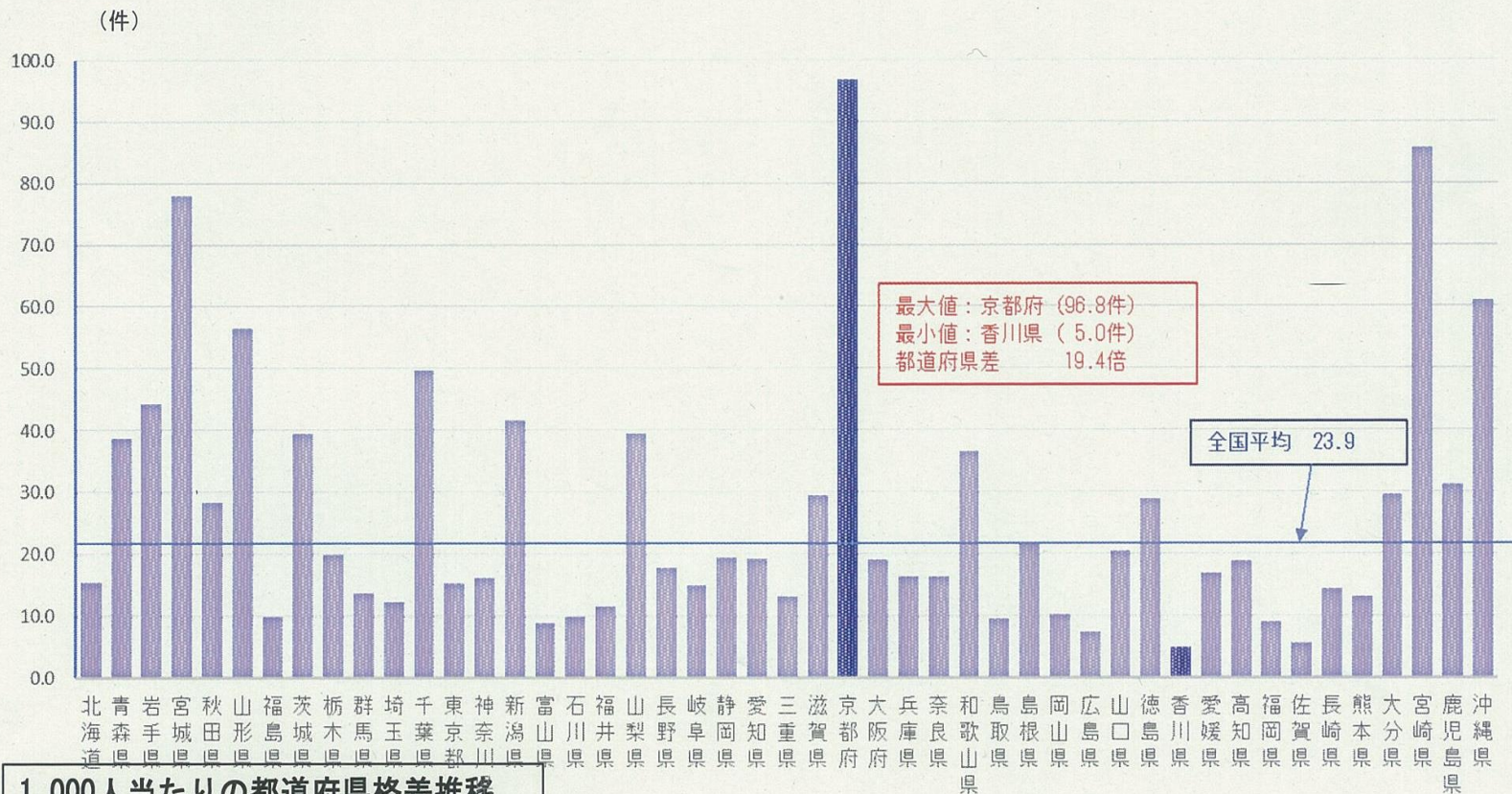
◆「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、人権教室の実施、インターネット広告の実施、啓発冊子の作成、配布等の人権啓発活動を行っている。

## 文部科学省との連携の現状

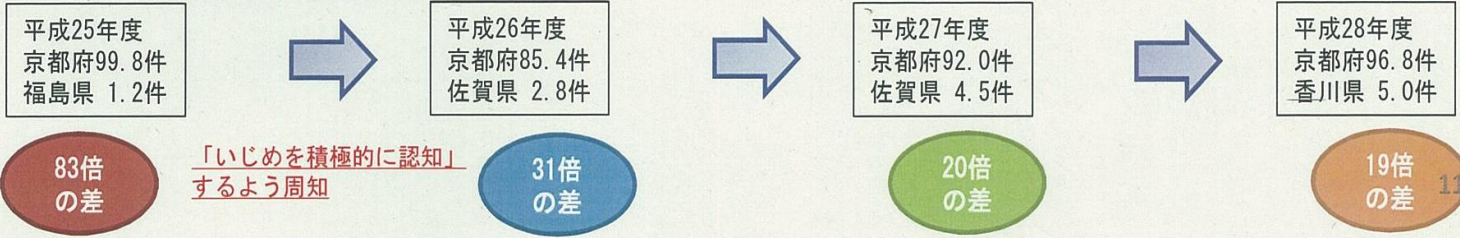
◆いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)14条に基づくなどして、全国の法務局・地方法務局が、地方公共団体が設置している415の「いじめ問題対策連絡協議会」等に参加している(平成29年3月31日現在)。

◆「子どもの人権SOSミニレター」を配布するに当たり、文部科学省から各都道府県教育委員会等宛てに、所管の学校に対してミニレター事業への協力要請を行ってもらうよう、依頼するなどしている。

都道府県別の1,000人当たりの認知件数

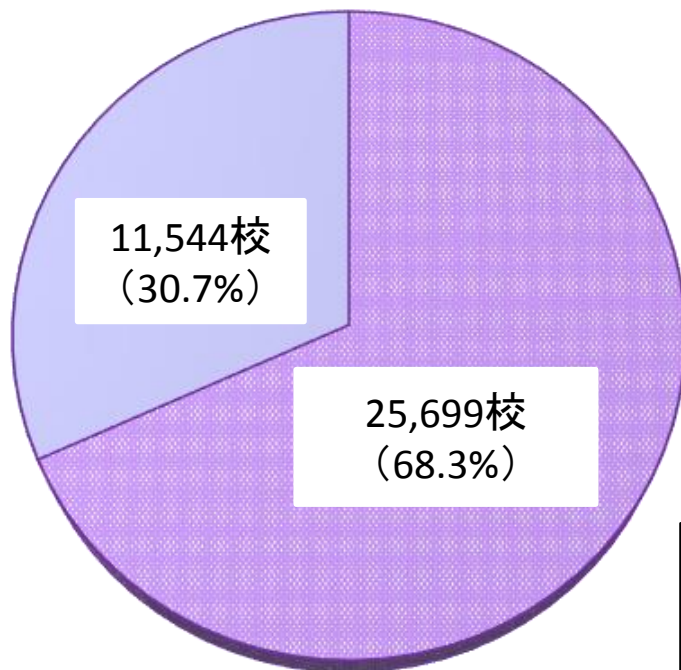


1,000人当たりの都道府県格差推移



いじめを認知した学校数の割合

全学校



- いじめを認知した学校
- いじめを認知していない学校 (認知件数が零の学校)

○いじめを認知した学校は**68.3%**  
(前年度より**6.2ポイント**向上)

○1校あたりの認知件数は、**8.6件**  
(前年度より**2.7件**増加)

「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(速報値)について」(平成28年12月1日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

【通知より抜粋】

いじめを認知していない学校…にあつては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、それらの学校においては、いじめの認知件数が零であったということを見守る児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

# 添付資料4 先進事例 京都府のいじめアンケート調査

【小・中・義務教育学校用】

## いじめのアンケート

児童・生徒のみなさんへ  
このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、問いに答えてください。

年 組 名前

※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。

問1 あなたは、今年の〇月〇日から今日までの間、だれかから（同じクラスや学年の人だけでなく、違う学年や他の学校の人も含む）、【問2】の①～⑩に当たるようなことをされて、いやな思いをした事がありますか？

( ) あり ( ) ない

※「あり」と答えた人は問2・3・4・5に、「ない」と答えた人は問4・5に答えてください。

問2 それはどのようなことですか。されたこと全てに○をしてください。

- ① ( ) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② ( ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ ( ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ( ) ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ ( ) 金品をたかられる。
- ⑥ ( ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ ( ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ⑧ ( ) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他 ( )

※上のこと以外にもあれば書いてください。

問3 今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①今はない      ②今もときどきある      ③今もよくある

問4 いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①あり      ②ない

「あり」に○をつけた人は、知っていることを書いてください。

問5 いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。